

大阪市告示第468号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年4月30日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 東淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年4月2日（火）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）